

高森町

## 新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 7 月策定

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| はじめに .....                            | 1  |
| 第 1 章 計画策定の目的及び経緯 .....               | 1  |
| 第 2 章 計画の位置付け及び期間 .....               | 1  |
| 第 1 部総論 .....                         | 3  |
| 第 1 章 新型インフルエンザ等対策の基本方針 .....         | 3  |
| 第 2 章 対策の基本項目 .....                   | 3  |
| 第 3 章 対策推進のための役割分担 .....              | 4  |
| 第 2 部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組..... | 6  |
| 第 1 章 実施体制 .....                      | 6  |
| 第 1 節 準備期 .....                       | 6  |
| 第 2 節 初動期 .....                       | 6  |
| 第 3 節 対応期 .....                       | 6  |
| 第 2 章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション .....      | 7  |
| 第 1 節 準備期 .....                       | 7  |
| 第 2 節 初動期 .....                       | 8  |
| 第 3 節 対応期 .....                       | 8  |
| 第 3 章 まん延防止 .....                     | 9  |
| 第 1 節 準備期 .....                       | 9  |
| 第 2 節 初動期 .....                       | 9  |
| 第 4 章 ワクチン .....                      | 9  |
| 第 1 節 準備期 .....                       | 9  |
| 第 2 節 初動期 .....                       | 13 |
| 第 3 節 対応期 .....                       | 16 |
| 第 5 章 保健.....                         | 19 |
| 第 1 節 準備期 .....                       | 19 |
| 第 2 節 初動期 .....                       | 19 |
| 第 3 節 対応期 .....                       | 19 |
| 第 6 章 物資.....                         | 19 |
| 第 1 節 準備期 .....                       | 19 |
| 第 7 章 住民の生活及び地域経済の安定の確保.....          | 20 |
| 第 1 節 準備期 .....                       | 20 |
| 第 2 節 初動期 .....                       | 20 |
| 第 3 節 対応期 .....                       | 21 |

## はじめに

### 第1章 計画策定の目的及び経緯

新型インフルエンザ等は、その発生時期を予測することが困難であり、ひとたび発生すれば、多くの住民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすとともに、地域経済及び住民生活全般に大きな影響を与えるおそれがある。

高森町(以下「町」という)では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 3 月に「高森町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ等の発生に備えた体制整備を進めてきた。

その後、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、町においても住民への情報提供、相談対応、予防接種の実施、保健活動等を実施するとともに、阿蘇保健所、医療機関その他関係機関と連携しながら感染症対策を推進してきた。一方で、感染症対応業務の長期化による職員負担の増加、人材の確保、情報共有体制の整備及び業務継続体制の強化等の課題も明らかとなった。

国は、令和 6 年 7 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を改定し、熊本県においても令和 7 年 3 月に熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定された。

本計画は、新型コロナウイルス感染症対応において得られた知見及び教訓を踏まえ、政府行動計画及び熊本県行動計画との整合を図りながら、町における感染症危機への備えを強化するため、高森町新型インフルエンザ等対策行動計画を改定するものである。

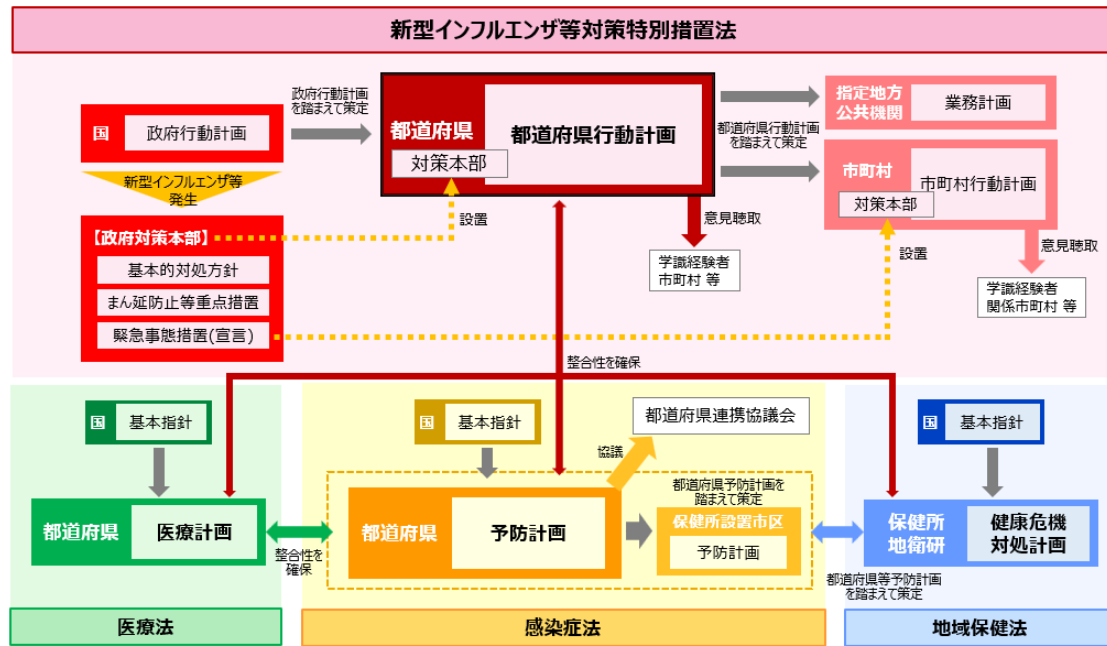
### 第2章 計画の位置付け及び期間

本計画は、特措法第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画として策定するものであり、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画との整合を図るものとする。

また、高森町地域防災計画、高森町業務継続計画その他関連計画との整合を図りながら推進するものとする。

本計画の期間は定めないものとし、国及び熊本県の方針変更、新たな知見の蓄積その他感染症を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

(図1 新型インフルエンザ等対策行動計画の位置付け)



## 第1部 総論

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

#### 1 対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護するとともに、住民生活及び地域経済への影響を最小限にとどめることを目的として対策を推進する。

#### 2 対策の基本的な戦略

町は、国及び熊本県と連携し、平時から感染症危機への備えを進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時には、感染症の特性や発生状況に応じて機動的かつ柔軟な対応を行う。

また、新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見及び経験を活かし、地域の実情に応じた感染症対策を推進する。

#### 3 時期区分の考え方

本計画では、新型インフルエンザ等対策を効果的に実施するため、「準備期」、「初動期」及び「対応期」の3つの時期区分を設ける。

準備期は、新型インフルエンザ等の発生に備え、行動計画の見直し、人材育成、訓練の実施、物資及び資材の備蓄等を行う期間とする。

初動期は、海外又は国内において新型インフルエンザ等の発生が確認され、情報収集、実施体制の確立等の初動対応を行う期間とする。

対応期は、地域内で感染が拡大し、住民への情報提供、まん延防止措置、予防接種その他必要な対策を実施する期間とする。

なお、感染症の病原性、感染力、流行規模その他の状況は一様ではないことから、国及び熊本県の方針を踏まえ、各時期区分を必ずしも固定的に捉えることなく、状況に応じて機動的かつ柔軟に対策を実施するものとする。

#### 4 対策実施上の留意事項

対策の実施に当たっては、科学的知見に基づき、基本的人権に配慮しながら住民の理解と協力を得て進めるものとする。

また、平時から阿蘇保健所、医療機関、消防機関その他関係機関との連携体制を整備し、迅速な情報共有及び役割分担の下、総合的かつ効果的に対策を実施するものとする。

### 第2章 対策の基本項目

本計画では、新型インフルエンザ等対策を推進するため、次に掲げる事項を基本項目として位置付ける。

#### (1) 実施体制

- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 住民の生活及び地域経済の安定の確保

### 第3章 対策推進のための役割分担

#### 1 各主体の役割

国は、新型インフルエンザ等対策の基本的方針を示し、全国的な感染症対策の推進及び関係機関との調整を行う。

熊本県は、医療提供体制の確保、広域的な調整、専門的な助言及び市町村への支援を行う。

町は、住民への情報提供、相談対応、予防接種の実施、保健活動及び関係機関との調整等を担う。

医療機関、社会福祉施設及び学校等は、それぞれ感染防止対策及び業務継続に取り組むとともに、行政が実施する感染症対策に協力するものとする。

事業者は、感染防止対策の徹底及び事業継続に努めるとともに、行政が実施する感染症対策に協力するものとする。

住民は、感染予防行動の実践、予防接種への理解及び感染拡大防止への協力を努めるものとする。

#### 2 関係機関との連携体制

町は、熊本県、阿蘇保健所、医療機関、消防機関その他関係機関との相互の情報提供及び情報共有を円滑に行うことができる連携体制の構築に努める。

また、研修及び実践的な訓練等を通じて関係機関との連携強化を図り、計画の実効性の確保に努めるものとする。

#### 3 町の実施体制

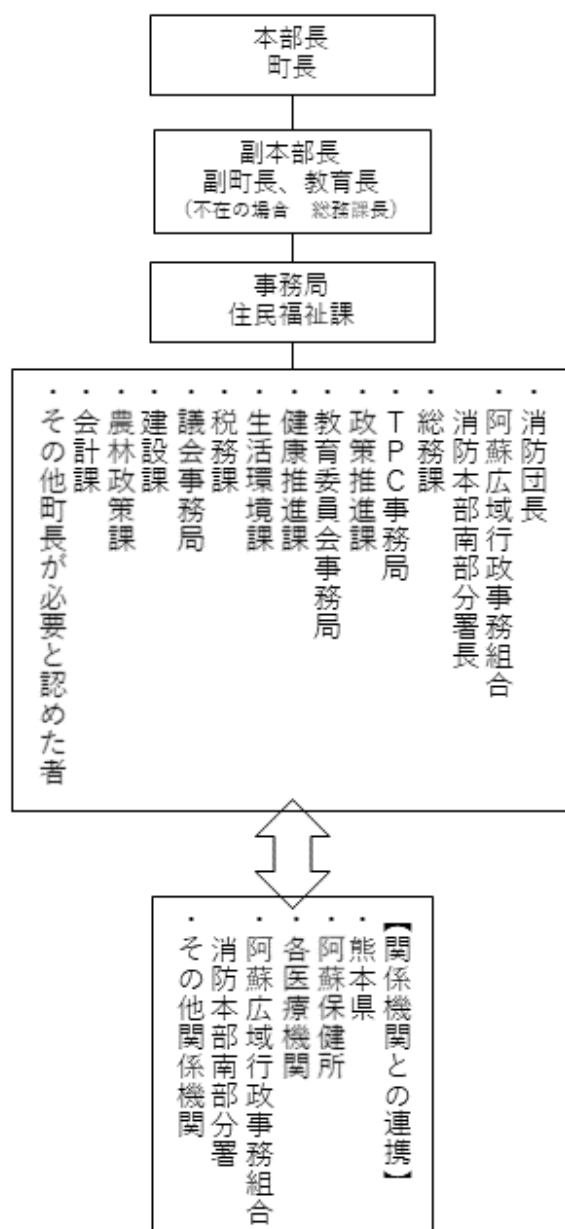
町において新型インフルエンザ等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、高森町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、全庁的な体制の下で対策を推進する。

対策本部は、町長を本部長、副町長及び教育長を副本部長（不在の場合は総務課長）とし、各課長等のほか、特措法第35条第2項の規定に基づき、町の区域を管轄する消防長又は阿蘇広域行政事務組合消防本部南部分署長を本部員として構成する。

対策本部の事務局は住民福祉課に置き、必要に応じて関係課及び関係機関と連携しながら対策を推進するものとする。

町の対策本部の組織体制は、図2のとおりとする。

(図2 高森町新型インフルエンザ等対策本部組織図)



## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### 1-1. 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び熊本県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

##### 1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成・変更する。町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。

##### 1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、熊本県、町及び指定地方公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、熊本県、町及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

#### 第2節 初動期

##### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や熊本県が熊本県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

##### 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

#### 第3節 対応期

##### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

### 3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、熊本県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は熊本県に対して応援を求める。
- ③ 町は、対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、休暇の確保やメンタルヘルス支援など、必要な対策を講じる。

### 3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

## 3-2. 緊急事態措置の検討等について

### 3-2-1. 緊急事態宣言の手続

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに高森町新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

町は、町内区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

## 3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

### 3-3-1. 町対策本部の廃止

- ① 町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。
- ② 町は、引き続き対策の実施のために必要があると判断した場合は、独自に対策本部の設置を継続することも検討する。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における住民への情報提供・共有

##### 1-1-1. 町における情報提供・共有について

- ① 町は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、各種媒体を利用しながら、分かりやすい情報提供・共有を行う。
- ② 町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではないことや、このような偏見・差

別により患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げにもなること等についても啓発する。

#### 1-1-2. 新型インフルエンザ等の発生時を想定した情報提供・共有体制の整備

町は、関係機関・団体等も含め、相互に情報提供・共有を円滑に行うことができる連携体制の構築に努める。

#### 1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

### 第2節 初動期

#### 2-1. 情報提供・共有について

- ① 町は、準備期に整備した方法等を踏まえ、各種媒体を活用し、迅速に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染症対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容につながる啓発を行うとともに、冷静に対応するよう周知する。また、住民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚が不自由な者等に適切に配慮しつつ、理解しやすい内容や方法で情報提供・共有を行う。
- ② 町は、住民の情報収集の利便性向上のため、国や関係機関等による情報も一体的に閲覧できるウェブサイトを立ち上げる。
- ③ 町は、準備期に構築した連携体制により、関係機関・団体等を通じた情報提供・共有を行う。

#### 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

##### 2-2-1. コールセンター等の設置

- ① 町は、国が作成した Q&A 等による情報提供・共有を行うとともに、一般的な問合せに対応するコールセンターを設置するなど、相談体制を整備する。
- ② 町は、住民からの問合せや相談内容から、関心の高い情報等を整理した上で情報提供・共有を行うなど、双方向のリスクコミュニケーションに努める。
- ③ 町は、準備期の偏見・差別を防止するための啓発を引き続き実施する。また、科学的根拠が不確かな情報など、偽・誤情報が拡散している場合は、その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し丁寧に提供・共有することにより、住民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

### 第3節 対応期

#### 3-1. 情報提供・共有について

町は、引き続き、初動期 2-1 の情報提供・共有を行う。

#### 3-2 双方向のコミュニケーションの実施

### 3-2-1.コールセンター等の継続

- ① 町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。
- ② 町は、国が作成した Q&A 等による情報提供・共有を行うとともに、コールセンターを拡充するなど、相談体制を強化する。
- ③ 町は、初動期に引き続き、双方向のリスクコミュニケーションに努める。
- ④ 町は、初動期に引き続き、偏見・差別を防止するための啓発や、偽・誤情報への対応を実施する。

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

### 第2節 初動期

#### 2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### 1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

| 【準備品】                                                                                                                                                                                                           | 【医師・看護師用物品】                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿<br><input type="checkbox"/> トレイ<br><input type="checkbox"/> 体温計<br><input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器<br><input type="checkbox"/> 手指消毒剤<br><input type="checkbox"/> 救急用品 | <input type="checkbox"/> マスク<br><input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L）<br><input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子<br><input type="checkbox"/> 膿盆<br><input type="checkbox"/> 聴診器<br><input type="checkbox"/> ペンライト |
| 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。                                                                                                                                                                        | 【文房具類】                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒）<br><input type="checkbox"/> 日付印                                                                                                                                         |

|                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・ 血圧計等<br>・ 静脈路確保用品<br>・ 輸液セット<br>・ 生理食塩水<br>・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗<br>けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の<br>薬液 | <input type="checkbox"/> スタンプ台<br><input type="checkbox"/> はさみ                                                                                                                                                                                       |
|                                                                                               | <b>【会場設営物品】</b>                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                               | <input type="checkbox"/> 机<br><input type="checkbox"/> 椅子<br><input type="checkbox"/> スクリーン<br><input type="checkbox"/> 延長コード<br><input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤<br><input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫<br><input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 |

## 1-2. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

## 1-3. 接種体制の構築

### 1-3-1. 接種体制

町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

### 1-3-2. 特定接種

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の職員については、町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

② 特定接種の対象となり得る職員については、町が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

### 1-3-3. 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア） 町は、国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a 町は、住民接種については、厚生労働省及び熊本県の協力を得ながら、希望する住民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数
- ii 地方公共団体の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、熊本県及び町や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法の策定

b 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は熊本県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

|               | 住民接種対象者試算方法           |    | 備考                      |
|---------------|-----------------------|----|-------------------------|
| 総人口           | 人口統計（総人口）             | A  |                         |
| 基礎疾患のある者      | 対象地域の人口の7%            | B  |                         |
| 妊婦            | 母子健康手帳届出数             | C  |                         |
| 幼児            | 人口統計（1-6歳未満）          | D  |                         |
| 乳児            | 人口統計（1歳未満）            | E1 |                         |
| 乳児保護者※        | 人口統計（1歳未満）×2          | E2 | 乳児の両親として、対象人口の2倍に相当     |
| 小学生・中学生・高校生相当 | 人口統計（6歳-18歳未満）        | F  |                         |
| 高齢者           | 人口統計（65歳以上）           | G  |                         |
| 成人            | 対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人 | H  | $A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$ |

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

c 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的

接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、地域の医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることとする。

d 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、地域の医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも可能である。

（イ）町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

（ウ）町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

#### 1-4. 情報提供・共有

##### 1-4-1. 住民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q & A 等の提供など、双方向的な取組を進める。

##### 1-4-2. 町における対応

町は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

##### 1-4-3. 衛生部局以外の分野との連携

町衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には町労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、町衛生部局は、町教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知

を町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

#### 1-5. DX の推進

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を住民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

## 第2節 初動期

### 2-1. 接種体制

#### 2-1-1. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

#### 2-1-2. ワクチンの接種に必要な資材

町は、第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

### 2-2. 接種体制

#### 2-2-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、熊本県、町、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

#### 2-2-2. 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、総務課も関与した上で、全庁的な実施体制の確

保を行う。

③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。

⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は熊本県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

⑦ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行を行う事務職員等をおく。

⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発

症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、熊本県、熊本県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、郡市区医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、町が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

表3 接種会場において必要と想定される物品

| 【準備品】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 【医師・看護師用物品】                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿<br><input type="checkbox"/> トレイ<br><input type="checkbox"/> 体温計<br><input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器<br><input type="checkbox"/> 手指消毒剤<br><input type="checkbox"/> 救急用品<br>接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。<br>・ 血圧計等<br>・ 静脈路確保用品<br>・ 輸液セット<br>・ 生理食塩水<br>・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 | <input type="checkbox"/> マスク<br><input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L）<br><input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子<br><input type="checkbox"/> 膿盆<br><input type="checkbox"/> 聴診器<br><input type="checkbox"/> ペンライト                                          |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 【文房具類】                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒）<br><input type="checkbox"/> 日付印<br><input type="checkbox"/> スタンプ台<br><input type="checkbox"/> はさみ                                                                                                                |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 【会場設営物品】                                                                                                                                                                                                                                             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> 机<br><input type="checkbox"/> 椅子<br><input type="checkbox"/> スクリーン<br><input type="checkbox"/> 延長コード<br><input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤<br><input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫<br><input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 |

⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について綿密に協議を行う。

⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 3-1. ワクチンや必要な資材の供給

① 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第4章第1節1-2を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

② 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

③ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、熊本県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

④ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であるので、熊本県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

#### 3-2. 接種体制

① 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

##### 3-2-1. 特定接種

###### 3-2-1-1. 職員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに住民生活及び経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### 3-2-2. 住民接種

###### 3-2-2-1. 予防接種体制の構築

① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問等による接種を行う。
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォンの活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

#### 3-2-2-3. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-4. 接種記録の管理

国、熊本県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

### 3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の設置する審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は町となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた町とする。
- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

### 3-4. 情報提供・共有

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

#### 3-4-1. 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

#### 3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
  - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
  - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意する。
  - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。

- b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
- c 接種の時期、方法など、住民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### 1-1 保健体制の整備

- ① 町は、熊本県及び阿蘇保健所が策定する健康危機対処計画等を踏まえ、市町村に求められる役割をあらかじめ確認するとともに、平時から熊本県及び阿蘇保健所との連携体制の整備に努める。
- ② 町は、保健所業務への応援派遣に備え、保健師等を対象とした研修、人材育成及び訓練等を実施し、感染症対応に必要な知識及び技術の習得並びに応援体制の整備に努める。

### 第2節 初動期

#### 2-1 保健活動の開始に向けた準備

- ① 町は、熊本県及び阿蘇保健所との情報共有を密にし、新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特性、保健所業務の実施状況等について継続的に情報収集を行い、必要な保健活動の実施に備える。
- ② 町は、熊本県又は阿蘇保健所から応援要請があった場合に迅速に対応できるよう、派遣可能な職員の把握、派遣体制の調整その他必要な準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 3-1 主な対応業務の実施

- ① 町は、熊本県が実施する健康観察に協力する。
- ② 町は、熊本県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、熊本県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。
- ③ 町は、熊本県及び阿蘇保健所との情報共有を密にし、保健所業務の実施状況を把握するとともに、熊本県から応援要請があった場合には、保健師等の派遣その他必要な協力を行う。

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

#### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49

条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 消防機関は、国及び熊本県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

## 第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### 1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

#### 1-3. 物資及び資材の備蓄

① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 町は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### 1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、熊本県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

#### 1-5. 火葬体制の構築

町は、火葬需要の急増に対応するため、熊本県、阿蘇広域行政事務組合及び関係機関と連携し、火葬能力や遺体安置に関する情報共有を行うとともに、必要な協力体制の確保に努めるものとする。

### 第2節 初動期

#### 2-1. 遺体の火葬・安置

町は、熊本県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が

起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

##### 3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

##### 3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

##### 3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

##### 3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

① 町は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は住民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

##### 3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

① 町は、熊本県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

- ② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ③ 町は、熊本県の要請を受けた場合は、阿蘇広域行政事務組合及び関係機関と連携し、広域火葬が円滑に実施されるよう必要な応援及び協力を行うものとする。
- ④ 町は、熊本県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、熊本県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの町においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

### 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### 3-2-1. 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

#### 3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。